

公立大学法人滋賀県立大学サバティカル研修細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人滋賀県立大学職員研修規程第10条の規定により、教員のサバティカル研修について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において教員とは、本学専任の教授、准教授、講師、助教および助手をいう。

2 この細則においてサバティカル研修とは、教員の教育および研究等の能力を向上させることを目的として、教員が従事する教育および学内委員会等にかかる職務の全部または一部を一定期間免除し、自己研鑽に専念させる研修をいう。

(期間)

第3条 サバティカル研修の期間は、原則として6ヶ月間とする。

2 サバティカル研修の始期は、原則として4月または10月とする。

(資格)

第4条 教員は、サバティカル研修の期間終了後、定年までの在職期間が2年以上ある場合は理事長にサバティカル研修を申し出ることができる。ただし、サバティカル研修開始時に次の各号のいずれかに該当する場合は、サバティカル研修の申し出をすることができない。

- (1) 本学に教員として採用された日から継続して7年以上勤務していない場合
- (2) サバティカル研修が終了した日から継続して7年を経過していない場合
- (3) 公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則第16条第1項第3号に規定する休職期間が終了した日から継続して7年を経過していない場合
- (4) 公立大学法人滋賀県立大学在外研修取扱要綱に基づく長期在外研修が終了した日から継続して7年を経過していない場合
- (5) 国や民間財団等による6ヶ月以上の長期海外派遣助成を受けて渡航した期間が終了した日から継続して7年を経過していない場合

(許可の基準)

第5条 理事長は、次の各号に定める基準を満たしていると認められる教員に対し、サバティカル研修を許可することができる。

- (1) 十分な準備と計画がなされ、計画を実施することにより、教員の専門的な能力の向上が見込まれること。
 - (2) 所属する学部、その他専任教員が置かれる組織において、計画が了承されていること。
- 2 前項に加え、許可に当たっては、「教員活動自己評価表」を活用および所属する学部、その他専任教員が置かれる組織の長（以下「学部長等」という。）に意見を求めることができるものとする。

(終了後の義務)

第6条 教員は、サバティカル研修終了後、本学に専任教員として2年間は勤務しなければならない。

(その他)

第7条 この細則に定めるもののほか、サバティカル研修に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成20年11月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。